

# 宅地建物取引士証交付申請手続案内

宅地建物取引士の登録を受けた方は、宅地建物取引士証の交付を申請することができます。

※交付を受けなくても登録が無効になることはありませんので、必要になったときに申請してください。

## 1 試験合格後1年以内に宅地建物取引士証交付申請を行う方(法定講習会の受講免除)

必要書類等を揃え、本人が(公社)茨城県宅地建物取引業協会本部又は(公社)全日本不動産協会茨城県本部に申請してください。

宅地建物取引士証は、申請から**3週間程度経過後**に郵送又は申請窓口での交付となります。即日交付ではございませんので、ご注意ください。

### 【申請に必要なもの】

必要書類	説明
宅地建物取引士証交付申請書 (様式第七号の二の二)	写真の貼付が必要です。
申請手数料 4,500円 ※茨城県収入証紙を貼付してください。	
顔写真 2枚(同じもの) ※カラー写真(6か月以内に撮影) 縦3cm横2.4cm 無背景、正面、無帽、上半身	1枚は交付申請書に貼付。 もう1枚は宅地建物取引士証作成用に添付。
宅地建物取引士資格登録通知(葉書)	原本をご提出ください。 確認の後、ご返却させていただきます。
本人確認書類 ※郵送で申請する際には必要です。	下記の写しを提出してください。 1つでよいもの…運転免許証、パスポート、 個人番号(マイナンバー)カード 2つ必要なもの…健康保険証、年金手帳、 印鑑登録証明書など
宅地建物取引士証郵送用の定型封筒 ※宅地建物取引士証を郵送により受領を希望する方は必要です。	簡易書留郵便料金434円分の切手を貼付し、申請者が登録している住所、氏名を宛先として記入してください。

### 【申請先】

(公社)茨城県宅地建物取引業協会	〒310-0066 茨城県水戸市金町3-1-3 茨城県不動産会館  TEL: 029-225-5300
(公社)全日本不動産協会茨城県本部	〒310-0852 茨城県水戸市笠原町978-25 茨城県開発公社ビル4階  TEL: 029-244-2417

## 2 試験合格後1年を経過して宅地建物取引士証交付申請を行う方、及び更新の方

交付を受けるためには、茨城県知事が指定する法定講習会を受講する必要があります。講習会終了後、宅地建物取引士証を即日交付いたします。

講習会の申込方法等については、下記の講習実施機関までお問い合わせ願います。なお受講費用は、16,500円（講習会受講料12,000円、宅地建物取引士証交付申請手数料4,500円）です。

### <講習実施機関①>

(公社) 茨城県宅地建物取引業協会

〒310-0066

茨城県水戸市金町3-1-3 茨城県不動産会館

TEL: 029-225-5300

[開催日程はこちら](#)

### <講習実施機関②>

(公社) 全日本不動産協会茨城県本部

〒310-0852

茨城県水戸市笠原町978-25 茨城県開発公社ビル4階

TEL: 029-244-2417

[開催日程はこちら](#)

## 3 注意事項

・登録事項（氏名、住所、本籍、従事先）に変更が生じた場合は、変更の都度、遅滞なく宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請が必要となります。

・宅地建物取引士証を代理人が受領することや、登録してある住所以外の場所へ郵送交付することはできません。